

教育学研究科・教育学部在学学生・教職員の皆様へ
ならびに教育学研究科・教育学部の授業を履修する学生の皆様へ

2021年4月26日

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく4都府県を対象にした緊急事態宣言が4月23日に発出され、4月25日から実施されております。この措置を受け、[本学においても、4月27日（火）に、活動制限指針レベル0.5からの引き上げを予定しています。](#)

教育学研究科・教育学部におきましても、大学の活動制限指針レベルに則った対応をしていきます。授業については、4月から始まっている授業実施方法を維持・継続し、原則オンラインで行うことを中心とし、研究科・学部で認めた一部の授業については、最大限の感染防止対策を講じオンラインと対面の併用で行います。詳しくは、[「教育学部棟講義室におけるオンライン授業受講について」](#)をご覧ください。

現状において、新型コロナウイルスの感染拡大は収束の見通しがたっておらず、日本ではワクチン接種の普及も進んでいません。さらに、変異株の急速な感染拡大も深刻で、きわめて憂慮されております。以上のような状況のもとで、教育学研究科・教育学部としては、オンラインでの授業の提供に引き続き万全を期すこととし、学生、教職員の皆様には、不要不急の登校・出勤を極力控えて下さるよう、お願いしているところです。また、対面の授業を受けるために来校される場合にも、感染予防のためのルールをひとつひとつしっかりと遵守して下さいますよう、お願いいたします。

教育学研究科・教育学部としては、今後も、学生教職員が安心して大学生活を送れる環境の構築に努めて参ります。引き続きご理解、ご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

研究科長・学部長 小玉重夫